

[施策名：資材の生産・流通の合理化・効率化]
[担当：労働資材対策室]

取引の合理化（文書契約の推進）

○施策の概要

契約関係の確実性と透明性を確保するため、「セメント・生コンクリート流通方策改善委員会」において、平成9年6月に取引における標準取引約款の作成、文書契約の推進を要請。それを受け、生コンクリートについては、「標準的な取引基本契約書」を平成9年6月に作成。セメントについては、「標準取引契約書」を平成10年10月に作成し、日建連、全建、土工協、建築業協会に提示して現在、その案を基に調整中。

○施策の進捗状況、継続性

セメント、生コン業界が作成した「標準取引約款」を平成10年11月に関係建設業界に提示して、現在、調整中であり、引き続き検討が必要。

○施策の効果

- ・文書契約の推進により、海外企業の市場参入が可能となり価格競争が生じることで資材価格の低下が図られる。
- ・文書契約の推進により、価格の事後決定、事後調整等、取引関係の透明性を確保して適正な価格を形成することで、取引価格の低下を図る。
- ・一部の資材において、従来から慣行的に行われているサービス（技術支援、時間外の出荷納入等）に係る費用負担を契約時に明確化し、適正な価格を形成することで、取引価格の低下を図る。